

西中F C規約

趣 旨 本クラブは、純粋にサッカーを楽しむ活動するため、全会員が活動に専念できるよう最低限の規約をここに定める。

第一章（総則）

（名称及び所在地）

第1条 本クラブの名称を、西中フットボールクラブ（西中F C）とする。

2 本クラブの住所は、代表者の住所とする。

（構成員）

第2条 本クラブは、サッカーを愛する児童（以下、クラブ員）とその保護者及び指導者をもって組織する。

第二章（事業）

（目的）

第3条 本クラブは、営利目的ではなく生涯スポーツの一環として活動する。

（内容）

第4条 本クラブは、本規約第3条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- 一 技術向上のための練習
- 二 公式戦への出場、他のサッカークラブとの試合及び各種大会への参加
- 三 クラブ員の親睦を図るためのレクリエーション等
- 四 保護者会の運営
- 五 上の各号に付帯する活動

第三章（組織）

（代表）

第5条 代表は、本クラブの最高責任者として、全ての決定に関する責任を負う。

2 代表は運営にあたって、社会的に自立した一人前の団体を目指さなければならない。

3 代表がその責務をはたせない場合は、会員の意志を汲み取り、指導者の中から次の代表を選定する。

（事務局）

第6条 事務局は、代表を含む全指導者で構成し、本クラブの意志決定機関とし内務を実行する。

2 事務局会議を、月1回程度で必要に応じ代表が招集・開催する。

3 事務局会議は、本クラブの運営方針等、意志決定の他、指導方法の検討や選手のパーソナリティーなどの情報共有を行う。

（指導者の任務）

第7条 指導者は次の各号に定める任務を遂行する。

- 一 クラブ員のサッカー技術向上を目指した指導計画の策定
- 二 指導計画に基づいた練習の実施
- 三 公式戦、その他試合等への引率
- 四 協会等各種会議への出席
- 五 二・三号に係る保護者会との連絡・調整

（保護者会）

第8条 役員の選出は保護者の相互により選出する。任期は1年とし留年を妨げない。

2 任務、その他については西中F C保護者会規約を遵守する。

3 保護者会役員は、本クラブ運営上協議が必要と思われる事態が発生した場合は、各指導者に相談のうえ代表が認めた場合に限り、本規約第6条の2に定める事務局会議に参加できるものとする。

第四章（運営）

（運営管理）

第9条 本クラブの運営は、会費と寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。

2 物価の変動その他やむを得ない事情があると認めるときは、保護者会と指導者で協議し臨時の総会を経て本規約第16条第一項に定める会費額の改定をすることができる。

（会計担当）

第10条 代表は、毎年度会計担当（1名）を指名しなければならない。

2 会計担当は、本規約第16条第一号に定める会費を徴収し、適切に管理・運営しなければならない。

3 会計担当は、当該年度終了までに決算報告書を作成し、保護者会規約に定める監査役の監査を受け承認を得なければならない。

4 会計担当は、前項の決算報告書及び次年度の予算書を作成し事務局会議で検討のうえ、総会において承認を得なければならない。

（会計年度）

第11条 本クラブの会計年度は、本規約第18条に定める活動時期と同様に、毎年4月1日から3月31日までとする。

第五章（会員）

（入部規定）

第12条 本クラブの入部資格について次の各号に定めるとおりとする。

一 クラブの規約を守り健全な活動が出来る者

二 就学前児は、指導者が認めた者に限る

（会員数）

第13条 本クラブの入部受付は随時行うが、指導のクオリティを保つため、児童数と指導者数の人員構成を指導者で検討したうで行う。

（入部手続き）

第14条 本クラブが定める入部申込書に必要事項を記入し、会費が納入された時点で入部したものと認める。また、同時にクラブが指定するスポーツ安全保険（以下、傷害保険）への加入を必須とする。

（休・退部及び除名規定）

第15条 休・退部及び除名について次の各号に定めるとおりとする。

一 保護者より事務局へ申し出があった時点で指導者が協議し決定する

二 他クラブへの移籍に伴う中途退部は、協会登録の関係上特別な理由が無い限り認めない

三 サッカー協会への選手登録はU-10より全員登録する

四 本規約に違反や他者への迷惑行為など、本クラブに相応しくない者については、指導者で協議のうえ3分の2の賛成をもって除名することができる

第六章（会費）

（会費の取扱）

第16条 会費について次の各号に定めるとおりとする。

一 会費は月会費として、U-8を1,000円、U-10及び12を3,000円とする

二 徴収は、年に2回（4月及び10月）に分けて徴収する

なお、年度途中の入退部については、月割計算し徴収または返却する

三 傷害保険料は別途徴収する。なお、年額払いのため中途退部の場合であっても返却はしない

四 臨時会費が必要な場合は、必要に応じて協議のうえ徴収する

五 その他の収入が発生した場合は、雑収入として扱う

第七章（活動）

（活動カテゴリー）

第17条 本クラブの活動は、学年をベースにカテゴリー（U-8・U-10・U-12）で行い、選手それぞれの実力と技術にあったカテゴリーに振り分ける。ただし、就学前児はU-8に含む。

2 所属カテゴリーは指導者の協議により決定する。

（時期及び活動日）

第18条 活動時期は毎年4月1日から3月31日までとする。

2 U-10・12の活動日は毎週土・日曜日とし、U-8以下の活動日は日曜日のみとする。ただし、必要な場合に限り、土・日曜日以外も活動を行う。

3 活動日時の変更が必要な場合は、指導者間で協議し決定する。

（安全管理）

第19条 指導者はクラブ員の安全管理に万全の注意を払うが、クラブ員の不注意当による怪我や事故、天災等不測の事態に伴う怪我や事故については、本クラブ及び指導者は一切の責任を負わないものとする。

2 活動場所への集合・移動は、原則としてクラブ員と保護者の責任とし、移動中における事故及び怪我については本クラブ、指導者及び運転者はその責任を負わないものとする。

3 本クラブ活動中の傷病等については、加入する傷害保険の範囲内での保障とする。

4 クラブ員の安全管理のため、就学前児にあっては活動場所に保護者が同伴するものとし、他のカテゴリーにあっては活動時間中は必ず連絡を取ることができるものとする。

5 本クラブの活動を欠席する場合は、必ず指導者にその旨を事前連絡する。

（遵守事項）

第20条 活動かかる遵守事項について次の各号に定めるとおりとする。

一 保護者は保護者会に加盟し、クラブ員及びクラブのサポート活動を行う

- 二 活動の服装は原則として自由だが、できるだけクラブ指定の物を着用する
- 三 4年生以上にあつては本クラブ指定のジャージを購入し、移動や対外活動時は着用する
- 四 公式戦や対外試合などは本クラブ所有のユニホーム等を使用する

第八章（慶弔規定）

（慶弔規定）

第21条 慶弔規定について次の各号に定めるとおりとする。

- 一 クラブ員等に不幸があつた場合や、不慮の災害、疾病にかかつた場合は、その都度協議のうえ決定する
- 二 本規定の適用を受けた者は物質上の返礼をしない

第九章（補則）

（補則）

第22条 本規約に明記されていないことについては、その都度協議のうえ決定する。

付則 本規定の効力は平成20年1月1日より生ずる。

平成22年4月11日一部改正

平成23年3月27日一部改正

西中F C保護者会規約

趣 旨 本会は、選手はもちろん関わるすべての方々にとって学びがあり、みなで楽しく過ごせる意義あるクラブを目指ため、全会員が活動に参加できるよう最低限の規約をここに定める。

(名称)

第1条 本会の名称を「西中F C保護者会」(以下、保護者会)とする。

(目的)

第2条 本会は「サッカーの指導以外の選手への配慮」を第一とし、会員の協力のもと西中F Cの運営を円滑に行う。

(会員)

第3条 西中F Cに所属する児童の保護者からなる。

(活動)

第4条 本会は本規約第2条を達成するために、練習及び試合等の年間行事において、その世話活動を行う。

(役員)

第5条 幹事数名(連絡係としてカテゴリーごとに2名以上)、会計監査役2名、その他必要に応じて幹事若干名をおく。

2 連絡係の中から最長学年の者は、指導者と協力して保護者会を統括する。

(役員を選出)

第6条 毎年1回の総会時において、互選により各学年から連絡係を1名以上選出し承認を得る。

2 会計監査役は、U-10及びU-12から各1名選出し承認を得る。ただし、連絡係との兼任は認めない。

3 クラブ運営の透明性を図るため、指導者の配偶者は役員となる権利を有しない。

(会議)

第7条 保護者会総会を西中F C総会にあわせ、毎年1回行う。

2 進行役として、総会出席者の中で議長を選出する。

3 議長は、各役員・行事予定を決定し会議の円滑なる運営を図る。

4 保護者会に欠席の場合は、会全体に委任した保護者会での連絡事項及び採決で決定された事項に対し意義を申し立てないものとする。

(議決)

第8条 総会における議決は出席者の過半数の賛成をもって議決とし、同数の場合は議長の決定を優先する。

2 第7条の4で委任した会員は議決に従うものとする。

(会費)

第9条 本会の運営は西中F Cの会費より充当する。

(その他)

第10条 幹事は指導者から要請があった場合は、西中F C指導者会に出席する。

2 試合時においては、応援以外のコーチングは行わない。また、過度な応援や審判、相手チームを誹謗するなどの行為は行わない。

3 各指導者と保護者会等の伝達事項は必ず書面にて残す。

(補則)

第11条 本会の規約は、幹事と指導者の協議のうえ、議決により改正することが出来る。また、補則についてはその都度、必要に応じて定めるものとする。

付則 本規定の効力は平成20年1月1日より生ずる。

平成22年4月11日一部改正

平成23年3月27日一部改正

<参考資料>

西中F C保護者会活動マニュアル

西中F C保護者会の活動として、全会員が協力して以下の1～4を行う。

- 1 クラブ備品の管理
試合毎に、ユニホームを着用した選手名と番号を記録し、未返却の場合は督促を行う。
定期的にクラブ倉庫内の清掃を行い、傷みの激しい備品については、その旨を指導者に連絡する。
- 2 試合時
試合時の給水については、会場にいる保護者全員で協力しあう。
試合時に必要となる備品(ベンチ、薬箱、タープ、ボールケース、フラッグ、ビブス等)は、事前に必要なものを指導者に確認し、試合会場に行く保護者で管理を行う。
- 3 出欠確認及び配車
試合時など移動については、会員相互の協力によって配車・乗りあわせをする。
各カテゴリーの連絡係は、事前に選手の出欠状況を確認のうえ、配車等の調整を行う。
- 4 その他
クラブの掲示板を定期的に確認し、連絡事項を把握する。伝達は連絡網やメールなどを使って漏れの無いように行う。
ゴール設置・ライン引きなどの要請があった場合は、必要に応じ協力する。